

## 1 月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |    |

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山 202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

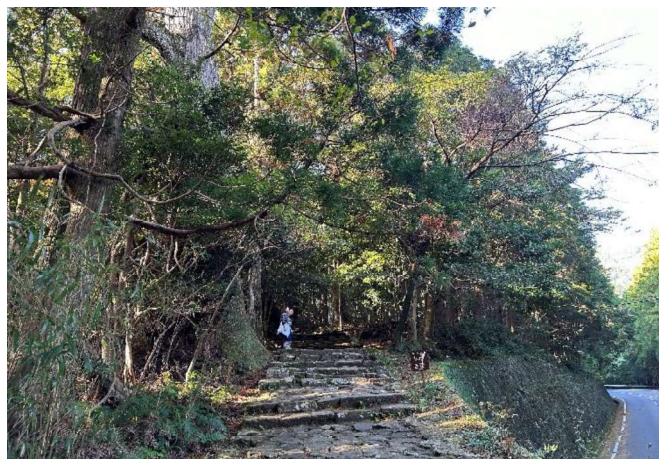
メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第126号を発行させていただきます。  
明けましておめでとうございます。今年もよろしくお  
願いいいたします。

元日に石川県能登地方を震源とする地震が発生し多大  
な被害が生じております。大阪でも長周期地震動で揺れ  
るのを感じお正月休みののんびりムードが一変しました。  
まだまだ余震が続くようで不安ではありますが、このた  
びの能登地方の地震により被災された皆様ならびにその  
家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。被害が少な  
く済むことを切に願います。

今月も先月に引き続き西淀川支部の税理士会ハイキン  
グ同好会にて熊野古道と熊野三山（熊野本宮大社、熊野  
速玉大社、熊野那智大社）に行った際に撮影した写真を  
掲載させていただきます。



（写真は、熊野古道の大門坂の途中の風景です）

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金より  
のピックアップとしまして、**1月末までに提出すべき書  
類** について、**電子帳簿保存法改正** について  
**その5**を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

## 2 1月末までに提出すべき書類 について

今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございま  
す。それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係で  
できませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

## ○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があ  
げられます。

昨年に税務署から郵送されてきております『**令和5年  
分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提  
出の手引**』をご覧くださいとどのような書  
類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧くださいと何種類もの書類の記載方  
法などが書かれておりますが、毎年提出することになる  
書類としましては、

『**給与所得の源泉徴収票**』、『**報酬、料金、契約金及び  
賞金の支払調書**』、『**不動産の使用料等の支払調書**』、  
『**給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表**』

があげられます。

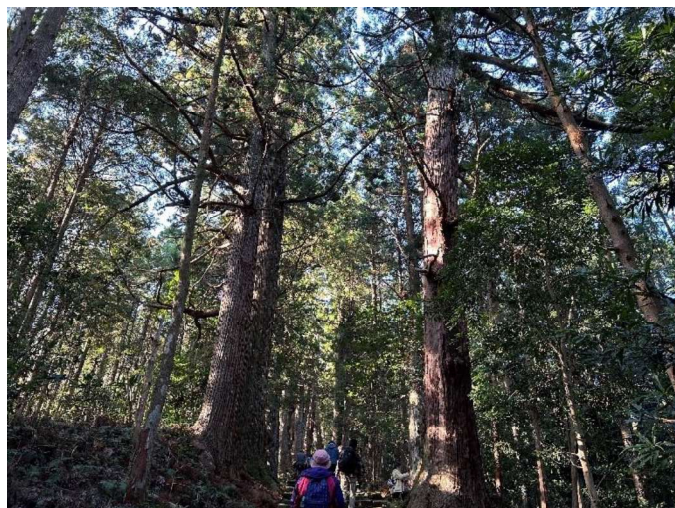
まず『給与所得の源泉徴収票』ですが、これは昨年末に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まっております、その範囲は次のようになっております。

| 受給者の区分                                          | 提出範囲                                                                           |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ＜年末調整をしたもの＞<br>法人の役員及び現に役員をしていなくても令和5年中に役員であった方 | 令和5年中の給与等の支払金額が<br><b>150万円</b> を超えるもの                                         |
| ＜年末調整をしたもの＞<br>法人の役員以外の者（従業員）                   | 令和5年中の給与等の支払金額が<br><b>500万円</b> を超えるもの                                         |
| ＜年末調整をしなかったもの＞<br>「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方        | 令和5年中の給与等の支払金額が<br><b>250万円</b> を超えるもの<br>ただし、法人の役員の場合には<br><b>50万円</b> を超えるもの |
| ＜年末調整をしなかったもの＞<br>「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方     | 令和5年中の給与等の支払金額が<br><b>50万円</b> を超えるもの                                          |

＊給与所得の源泉徴収票は「税務署提出用」を使用し、個人番号（マイナンバー）を記載しないといけません。

＊『令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の3ページより一部抜粋

もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご覧ください。



（写真は、熊野古道の大門坂の途中の風景です）

次に『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々と顧問契約などを行っている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっております、その範囲は次のようになっています。

| 区分                 | 提出範囲                                       |
|--------------------|--------------------------------------------|
| 税理士などの士業などへの報酬・料金等 | 同一人に対する令和5年中の支払金額の合計が<br><b>5万円</b> を超えるもの |

＊報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に個人番号（マイナンバー）を記載しないといけませんので、該当する税理士などの士業にマイナンバーを聞く必要があります。

＊『令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の23ページより一部抜粋



（写真は、熊野古道の大門坂の途中の風景です）

次に『不動産の使用料等の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、令和5年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上のものに限ります。）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。



不動産の使用料等の支払調書の提出範囲

同一の方に対する令和5年中の支払金額の合計が **15万円**を超えるもの

**\*不動産の使用料等の支払調書に個人番号（マイナンバー）を記載しないといけませんので、該当する不動産の所有者さんなどにマイナンバーを聞く必要があります。**

**\*『令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の25ページより一部抜粋**

最後に『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



（写真は、青岸渡寺から撮影した那智の滝です）

### ○税務署以外に提出すべき書類

税務署以外に提出すべき書類としましては、『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』、『償却資産（固定資産税）申告書』があげられます。

まず『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』ですが、『令和6年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされております。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書（個人別明細書）』（複写式）を作成し、上の2枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書（総括表）』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書（個人別明細書）』を一緒に綴じて提出していただくことになります。

こちらにもマイナンバーを記載しないといけません。

次に『償却資産（固定資産税）申告書』ですが、『償却資産（固定資産税）申告書の申告の手引』に詳しい説明がされております。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきます。

### 【参考文献】

- ・令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
- ・令和6年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書



（写真は、飛瀧（ひろう）神社の鳥居の写真です）

## 3 電子帳簿保存法改正 について その5

今月1日より電子帳簿保存法が施行されております。そこで先月に引き続きまして、国税庁にて作成された「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」から取り上げて説明させていただきます。

妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

- 1 請求書データ (PDF) のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。  
例) 2024 年 1 月 31 日に(株)国税商事から受領した 110,000 円の請求書  
⇒「20240131\_(株)国税商事\_110000」
- 2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
- 3 「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付ける。

\*税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

\*判定機関に係る基準期間の売上高が 5,000 万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合又は電磁的記録を出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものを提示・提出できるようにしておき、上記のダウンロードの求めに応じようにしている場合には、上記 1 の設定は不要です。

#### (索引簿の作成例)

受領した請求書等データのファイル名に連番を付して、内容については索引簿で管理する。

| 連番 | 日付       | 金額     | 取引先     | 備考  |
|----|----------|--------|---------|-----|
| ①  | 20240131 | 110000 | (株)A商店  | 請求書 |
| ②  | 20240215 | 330000 | B工務店(株) | 注文書 |
| ③  | 20240220 | 440000 | C工務店(株) | 領収書 |
| ④  | 20240228 | 220000 | (株)D商事  | 請求書 |
| ⑤  |          |        |         |     |
| ⑥  |          |        |         |     |
| ⑦  |          |        |         |     |
| ⑧  |          |        |         |     |

\*上記 1 の代わりに、索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法によることを可能です。

取引先から電子メール等で PDF で請求書等をパソコンに保存しないといけなくなる場合には、上記のように PDF のファイル名を作成するか索引簿を作成して管理していただかないといけません。あと「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」も作成しないといけません。上記の索引簿や処理規程は、国税庁の HP からダウンロ

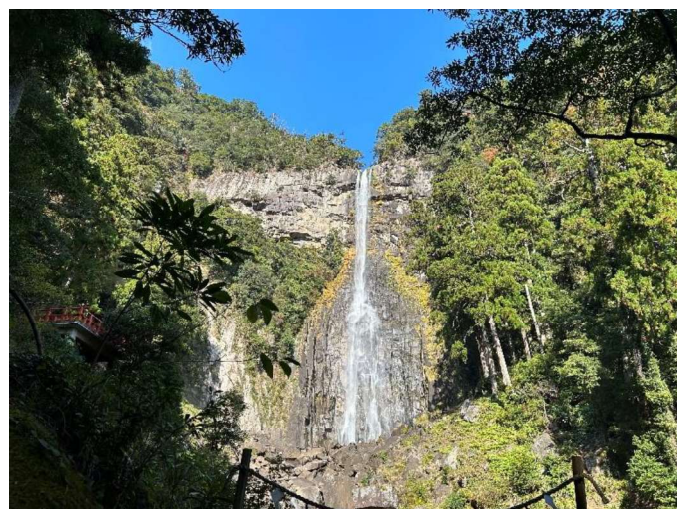
ードしていただくことができます。

どのように管理していけばいいのか分からないことが出てくると思いますので、その都度丙事務所にご連絡いただきましたら、対応方法をご説明させていただきます。

まだまだ説明しておきたい内容はあるのですが、今回はここまでにさせていただきます。

#### 【参考文献】

- ・国税庁発行リーフレット 「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」



(写真は、飛瀧（ひろう）神社の境内から撮影した那智の滝です)

### 3 編集後記

今回の事務所便りに掲載している写真は、前月号に引き続き熊野古道と熊野三山に行った際に撮影した写真です。

大門坂は普段歩き慣れていない方にはしんどいと思いますが、ぜひとも滞在時間を長く取っていただき歩いていただければと思います。

辰年はどのような年になるのかネット検索してみると、「辰」年は未来をダイナミックに変えるきっかけとパワーを与えてくれるので、過去は振り返らず、前を向いていくのがいい」と書かれておりました。いい 1 年になるように前を向いて日々過ごしていきましょう。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。